構内除雪業務共通仕様書

下水処理施設の構内除雪業務の実施にあたっては、契約書及び契約約款に基づくもののほか、この仕様書によるものとする。

1 業務場所

- (1) 除雪対象下水処理施設の所在地 別表のとおりとする。
- (2) 除雪対象部分 別紙除雪対象部分図の対象箇所とする。

2 業務内容

除雪、歩道除雪及び排雪の業務内容は次のとおりとする。ただし、歩道除雪及び排雪 は別表に示す業務についてのみ行うものとする。

(1) 除雪業務及び歩道除雪業務

原則として当構内の積雪深が10cmを超えた場合に行うこと。

原則として午前5時以降に開始すること。

進入道路及び駐車場は午前8時までに終了すること。

業務時間帯は、事前に担当職員と協議を行うことができる。

その他の除雪については札幌市の指示によること。

(2) 排雪業務

本市の指示により、場内に堆積した雪を最寄りの融雪施設等に運搬排雪すること。

3 提出書類

(1) 業務履行前までに

受託者は、契約後速やかに下記の書類(割印付又は袋とじ)を札幌市の指定様式にて提出すること。

ア 業務代理人指定通知書

1 部

イ 業務代理人経歴書

1 部

(2) 完了時

受託者は月毎の業務の完了後速やかに下記書類を札幌市の指定様式にて提出すること。

ア 完了届

1 部

イ 業務委託内訳書

1 部

(3) 随時

受託者は除雪、歩道除雪及び排雪作業終了毎に下記書類を提出し、札幌市担当職員の確認を受けること。

ア 業務報告書

4 契約金額の支払いは、次のとおりとする。

契約金額の支払いは、単価契約の毎月払いとし、毎月の業務完了後に検査を実施し、合格の場合には出来高に応じた請求をすることができる。

- 5 業務従事者等の配置及び職務
 - (1) 委託者は、業務担当職員(業務主任)を定め、受託者に書面で通知するものとする。

また、その内容を変更したときも同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとし、受託者は委託者から業務の履行に関する改善指導等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。

(2) 受託者は、業務代理人を定め、その経歴を添えて書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。

6 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減に配慮した履行に努めなければならない。 特に、次の事項について積極的に取り組まなければならない。

- (1) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車輌を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (2) 環境汚染につながる緊急事態へ備えること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。
- (5) 業務に関る従業員に対し、以上の内容について自覚を持つ研修を行うこと。

7 留意事項

(1) 除雪及び排雪作業には次の機種以上のものを使用すること。ただし、あらかじめ委託者と協議を行い、承諾を得た場合は、その他の機種を使用することもできる。

ア 除雪 : タイヤショベル2.1m3可変プラウ

イ 歩道除雪:小型ロータリ除雪機12PS

ウ 排雪 : 差枠付10tダンプトラック (積載量14m³以上とする。) 及びタイヤショベル2.1m³標準バケット

- (2) 業務の遂行に当たっては、本市が管理する施設の運転操作に支障を及ぼすことのないように配慮するとともに、敷地内の障害物、縁石、植木、路面の傾斜・段差等に充分注意して除雪すること。
- (3) 作業の実施により、舗装面や敷地内の設置物等を破損した場合は、直ちに委託者に報告し、原状に復旧すること。
- (4) 除雪及び排雪作業中は構内歩行者等の保護に当たり、周囲の施設等に充分注意を払うとともに、事故等に対する一切の責任を負うものとする。
- (5) 歩道除雪作業中は誘導員1名を配置し、構内歩行者を安全に誘導すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、本市担当職員の指示に従うこと。

構内除雪業務共通仕様書 別表

役 務 名	歩道除雪	排雪	対象下水処理施設名	所 在 地
創成川水再生プラザ構内除雪業務	有	有	創成川水再生プラザ	札幌市北区麻生町8丁目1番15号
茨戸水再生プラザ構内除雪業務	無	無	茨戸水再生プラザ	石狩市花川東1000番地
茨戸東部中継ポンプ場ほか1施設 構内除雪業務	無	無	茨戸東部中継ポンプ場	札幌市東区北丘珠6条4丁目1番1号
			東雁来雨水ポンプ場	札幌市東区東雁来12条4丁目1番1号
豊平川水再生プラザほか3施設 構内除雪業務	無	有	豊平川水再生プラザ	札幌市白石区菊水元町8条3丁目5番1号
		無	豊平川中継ポンプ場	札幌市白石区北郷5条7丁目2番25号
			米里中継ポンプ場	札幌市白石区米里2条1丁目1番1号
			月寒川雨水ポンプ場	札幌市白石区北郷1条10丁目5番20号
新川水再生プラザ構内除雪業務	無	有	新川水再生プラザ	札幌市西区八軒9条西7丁目1番65号
手稲水再生プラザほか1施設 構内除雪業務	無	無	手稲水再生プラザ	札幌市手稲区手稲山口265番地8
		有	手稲中継ポンプ場	札幌市手稲区新発寒7条11丁目1番1号
茨戸西部中継ポンプ場構内除雪業務	無	無	茨戸西部中継ポンプ場	札幌市北区屯田9条12丁目6番15号

手稲水再生プラザ

【注意事項】

①国道への出入口

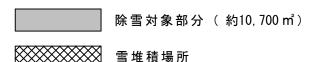
国道337号線の進行車両の確保のため、国道への出入り口付近に雪を積み上げないこと。

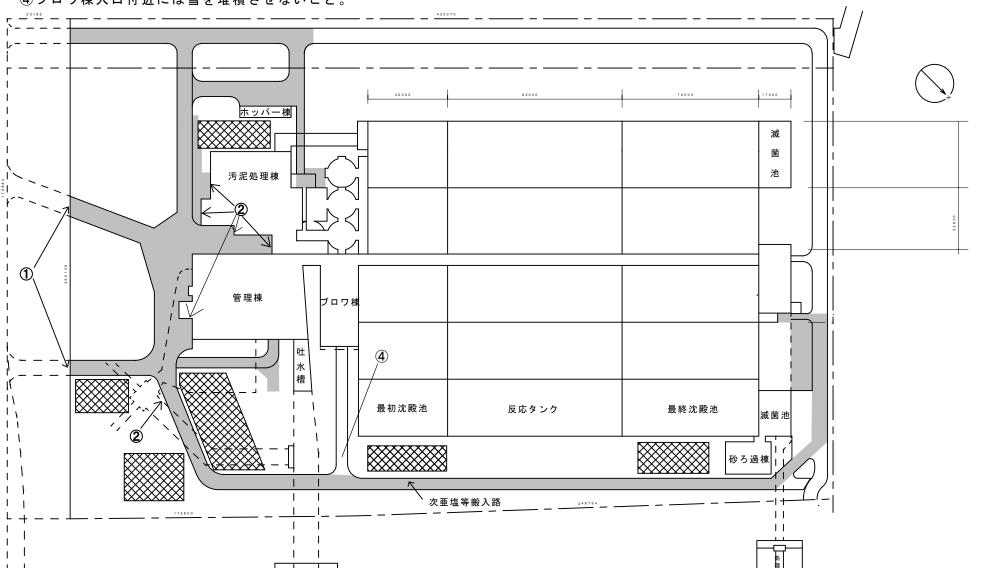
②車庫前・ホッパー室前

連絡車の出入りに支障のないように雪を排除すること。 ③縁石、フェンス等

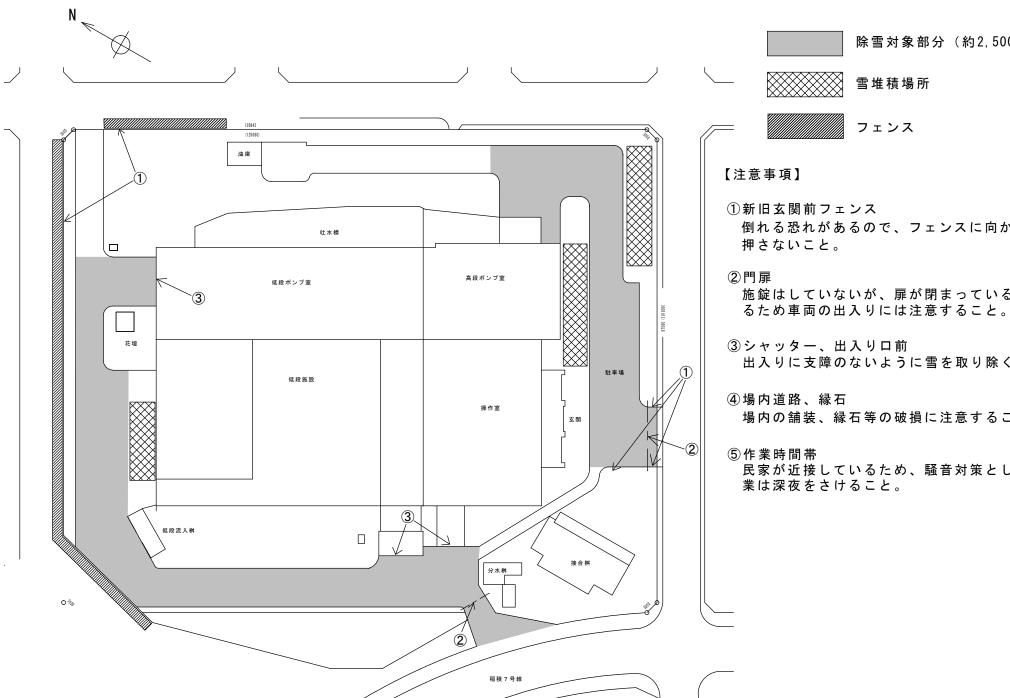
場内の縁石、舗装、フェンス等を破損しないよう注意すること。

④ブロワ棟入口付近には雪を堆積させないこと。





手稲中継ポンプ場



除雪対象部分(約2,500㎡)

- 倒れる恐れがあるので、フェンスに向かって雪を
- 施錠はしていないが、扉が閉まっていることがあ
- 出入りに支障のないように雪を取り除くこと。
- 場内の舗装、縁石等の破損に注意すること。
- 民家が近接しているため、騒音対策として除雪作